

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 118):
19 日 23:59 よりノースランドはレベル2に引き下げ

令和 3 年 10 月 18 日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- 19日(火)23:59より、ノースランド地方はレベル2に引き下げられます。
- オークランド及びワイカト地方(一部地域)のレベル3は、当面の間、継続されます。
- レベル4以来、当館領事窓口へのご来館は予約制としております。この措置はレベル2に引き下げられるまで継続します。

【本文】

1. 10月18日午後4時、アーダーン首相及び保健省が記者会見を行い、以下を発表しました。

(1)19日(火)23:59より、ノースランド地方をレベル2に引き下げる。

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/regional-advice/northland/>

(2)オークランドのレベル3(ステップ1)は、11月1日(月)午後11:59まで継続する。

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/regional-advice/auckland/>

(3)ワイカト地方の一部地域のレベル3を22日(金)まで継続し、同日に見直す。

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/regional-advice/waikato/>

2. また、NZ 政府は、10月22日(金)に新型コロナウイルス対策の新たなフレームワークを発表する予定です。学校に係る詳細については、20日(水)に発表するとしています。

3. 国内警戒レベル(レベル別ルールの概要・詳細)

(概要)

<https://covid19.govt.nz/assets/resources/tables/COVID-19-Alert-Levels-summary-table.pdf>

(詳細)

<https://covid19.govt.nz/assets/resources/tables/COVID-19-Alert-Levels-detailed-table.pdf>

4. 感染者の立寄り先(Locations of Interest、以下リンク)を、随時確認し、該当者は、指示(検査を受ける等)に従って下さい。

(保健省:感染者立寄り先)

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-health-advice-public/contact-tracing-covid-19/covid-19-contact-tracing-locations-interest>

5. レベル2になるまでは、当館領事窓口(パスポート、証明、戸籍届出、ビザ等)での申請受付等は、全て電話による予約制とさせていただきます。詳細は下記リンクをご覧ください。

なお、出生届(出生の日から3か月以内)については、期限内の手続きが必要ですので、お早めにご連絡ください。その他、旅券の期限前更新手続き等についてご相談のある方についても、お早めにご連絡ください。

(新型コロナウイルスの影響に伴う予約制の導入)

<https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/files/100223377.pdf>

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧ください。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)